

# 組合員の資格取得に伴う手続について

## 手続一覧表

	手続の種類	提出書類	お問い合わせ先
新規採用の場合	組合員（本人）の資格取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>●組合員資格取得届書</li> <li>●年金加入期間等確認報告書</li> <li>○年金手帳（写）及び基礎年金番号通知書（写）</li> <li>○人事異動通知書（写）</li> </ul>	年金班 ☎073-441-3711
	被扶養者（家族）の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者認定申告書 （その他必要書類は、認定区分により異なります。）</li> </ul>	医療給付班 ☎073-441-3712
	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎児童手当申告書</li> <li>○世帯全員の住民票等</li> </ul>	経理班 ☎073-441-3710
他府県の公立学校 共済組合から異動されてきた場合	組合員（本人）の資格取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>●組合員異動報告書</li> <li>●年金加入期間等確認報告書</li> <li>○年金手帳（写）及び基礎年金番号通知書（写）</li> <li>○人事異動通知書（写）</li> <li>○組合員証等※</li> <li>●組合員転入届書</li> </ul>	年金班 ☎073-441-3711
	被扶養者（家族）の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者認定申告書 （その他必要書類は、認定区分により異なります。）</li> </ul>	医療給付班 ☎073-441-3712
	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎児童手当申告書</li> <li>○世帯全員の住民票等</li> </ul>	経理班 ☎073-441-3710
	貸付移管 転入前の他府県の支部において、貸付けを受けている場合	必要なし （支部間で手続を行います。）	健康厚生班 貸付担当まで、ご連絡ください。 ☎073-441-3713
知事部局  市町村の教育委員会  和歌山大学 附属小学校等から転入の場合	組合員（本人）の資格取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>●組合員資格取得届書</li> <li>●年金加入期間等確認報告書</li> <li>○年金手帳（写）及び基礎年金番号通知書（写）</li> <li>○人事異動通知書（写）</li> <li>●組合員転入届書</li> </ul>	年金班 ☎073-441-3711
	被扶養者（家族）の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者認定申告書 （その他必要書類は、認定区分により異なります。）</li> </ul>	医療給付班 ☎073-441-3712
	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎児童手当申告書</li> <li>○世帯全員の住民票等</li> </ul>	経理班 ☎073-441-3710
	貸付けの借り替え （希望する場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貸付申込書</li> <li>●貸付借用証書</li> <li>●貸付事業における個人情報に関する同意書</li> <li>●借入状況等申告書</li> <li>○異動前の共済組合が発行する貸付金残高証明書</li> </ul>	（注意） 和歌山県内の市町村教育委員会からの異動で、和歌山県市町村職員共済組合において貸付けを受けている場合は、  健康厚生班 貸付担当まで、ご連絡ください。 ☎073-441-3713

●印は、公立学校共済組合和歌山支部のホームページに掲載

◎印は、和歌山県教育委員会のホームページ福利課経理班に掲載

※組合員証等とは、転入前の組合員証（本人）、組合員被扶養者証（家族）です。

「児童手当」は、和歌山県から支給される手当で、対象は、常時勤務に服することを要する県費支弁職員です。

## 短期給付金等の改正について

自己負担割合

1割 ▶ 2割

70歳～74歳

### 平成26年4月1日から自己負担割合が変わります。

70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の見直しが行われます。

- 平成26年4月1日以降に新たに70歳になる被保険者等（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）から段階的に実施されます。  
誕生日が昭和19年4月1日以前の方については、従前どおり1割負担です。

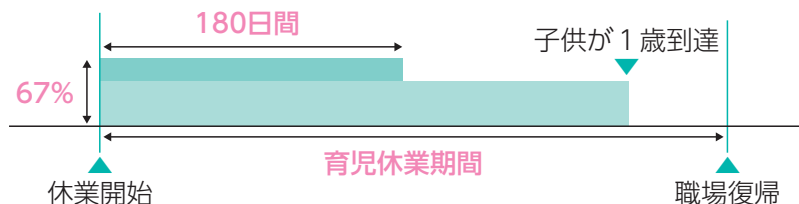
参考：平成26年4月中に70歳に達する被保険者等…同年5月診療分から2割負担

### 平成26年4月以降に 育児休業を開始される方から変わります。

- 平成26年4月以降に育児休業を開始される方が対象となります。  
施行日前に育児休業を開始した組合員については、従前どおりです。

育児休業期間の休業開始日から休業日数が通算して180日を超えない期間において、給付率の引上げが行われます。

育児休業開始から180日間に限り67%（毎月支給）



育児休業手当金の  
給付率

50% ▶ 67%

180日



## 認定手続の変更について

提出時期

平成26年7月1日

↓

平成26年7月31日

### 年度当初の「被扶養者継続認定申出書」（継続認定）の 提出時期を平成26年4月から7月に変更します。

平成25年分の「所得証明書」を添付してください。

平成26年度も引き続き扶養する者で、継続認定の申出が必要な場合とは…

- 平成26年度から扶養手当が支給されない者（22歳） **認定区分の変更**  
例1 大学生等の場合… 普通認定 → 特別認定（学生・各種学校）  
例2 就職活動等を行っている場合… 普通認定 → 特別認定（一般）
- 平成25年度以前から扶養手当が支給されない者 **認定期間の延長等**  
例3 引き続き大学生等の場合…  
特別認定（学生・各種学校） → 特別認定（学生・各種学校）  
例4 大学等を卒業し、就職活動を行っている場合…  
特別認定（学生・各種学校） → 特別認定（一般）

※被扶養者の要件を欠いた場合は、被扶養者取消申告を **4月30日まで** に必ず行ってください。

※被扶養者の要件を備えた場合は、要件を備えた日から30日以内に被扶養者認定申告を行ってください。

